

ACUITY **LAW**

INSOLVENCY

LAW NEWSLETTER

August 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年7月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所(=SC)、会社法上訴審判所(=NCLAT)、会社法審判所(=NCLT)の各裁判所において下された重要な判決をまとめると共に、2016年破産倒産法の改正についても触れています。

1) THE LOAN AGREEMENT SHOULD BE IN WRITING BETWEEN THE FINANCIAL CREDITOR AND THE CORPORATE DEBTOR IN TERMS OF INSOLVENCY AND BANKRUPTCY (APPLICATION TO ADJUDICATING AUTHORITY) RULES, 2016

Matter: Pawan Kumar v. Utsav Securities Pvt. Ltd. and Anr.

Order dated: 03 August 2021.

Summary:

本事案では、当初、金融債権者から企業債務者に対して資金の貸付けが行われており、企業債務者は源泉徴収(=TDS)を控除した上で利息を支払っていました。しかしながら、その後、企業債務者による元本および利息の支払いがストップしたため、金融債権者は、企業債務者に対する企業倒産処理手続き(=CIRP)をNCLTに申請しました。企業債務者は、当事者間で貸付期間等を定めた契約書はなく、金利も固定されていなかったため、法で定義されている「金融債務」には該当しないと主張しましたが、NCLTは当該CIRPの開始申請を認めていました。

企業債務者は、金融債権者による請求を証明できるような契約上の合意は存在せず、金融債権者は自らが金融債権者であることおよび取引における金融債務を立証できていないとして、上訴しました。これに対し、金融債権者は、1872年インド契約法によれば、口頭での合意も有効であり執行可能であるとしました。

NCLATは上訴を認め、NCLTの命令を破棄しました。NCLATは、正当な債権者の権利を不当に損なうことを防ぐため、また、企業債務者が不当にCIRPに巻き込まれることを防ぐため、NCLTが申請を認める際には、取引の性質を調査する義務を負い、その決定には慎重になるべきであると述べました。TDSの控除は取引が金融債務であると判断される根拠とはなり得ないとし、RBIガイドライン、判例、および2016年破産倒産(裁定機関への申請)法等に基づき、期間、支払利息、返済日等金融債務としての条件を定めた書面による金銭消費貸借契約の締結が必要であるとしました。

2) SOCIETIES ARE NOT CORPORATE PERSONS UNDER THE CODE.

Matter: Asset Reconstruction Company (India) Ltd. v. Mohammadiya Educational Society.

Order dated: 03 August 2021.

Summary:

本事案では、団体登録法（the Societies Registration Act）に基づいて登録された団体が、法の下における「法人（Corporate person）」の定義に該当するかどうか争点でした。法律上は、金融債権者または事業債権者に対して1,000万ルピー以上の債務不履行を犯した「法人」に対して CIRP を開始することができる、と規定されており、「法人」とは以下のように定義されています。

- I. 2013 年会社法（または旧会社法）に基づいて設立された会社
- II. 2008 年 LLP（有限責任事業組合）法に基づいて設立された有限責任事業組合
- III. 有効な法律に基づいて設立された有限責任を負うその他の者（ただし、金融サービスプロバイダーを除く）

「設立された有限責任を負うその他の者」という表現について、NCLAT は、適用性に関する規定に照らして解釈を行い、当該規定は、矛盾する場合を除き、現在有効な特別法によって管理されているその他の会社にも適用される、としました。「設立された有限責任を負うその他の者」という表現は、「現在有効な特別法によって管理されているその他の会社」よりも広く、「法人」の定義上、当該適用規定を超えてはならない、としました。

NCLAT は、団体登録法の規定についても解釈を行い、団体を登録する行為は、登録名称によって企業体となり、永久継承権とコモンシールを保有することになるが、そのことは会社として設立されたとはみなされないため、団体登録法に基づいて登録された団体は「法人」ではなく、法の規定は適用されない、としました。

3) WITHDRAWAL OF THE CIRP AGAINST THE CORPORATE DEBTOR WITHOUT SETTLEMENT OF CLAIMS OF ALL THE CREDITORS CANNOT BE ALLOWED.

Matter: Milan Sanyasi v. Rolta BI & Big Data Analysis Pvt. Ltd.

Order dated: 06 August 2021.

Summary:

本事案では、CIRP 開始後、暫定的管財人が請求を受け取った場合における CIRP の取り下げ申請の可否が争点となりました。結論として、全ての債権者からの請求が解決されていない状況では、CIRP の取り下げ申請は認められない、とされました。NCLT は、Indus Biotech 対 Kotak India の最高裁判決を参照し、申請が認められてしまうと、手続き上のコントロールを失うことになるため、規定に基づいて検討する必要がある、としました。

4) APPLICATION OF OPERATIONAL CREDITOR FOR INITIATING CIRP IS LIABLE TO BE REJECTED IF A GENUINE DISPUTE EXISTS

Matter: Kay Bouvet Engineering Ltd. v. Overseas Infrastructure Alliance (I) Pvt. Ltd.

Order dated: 10 August 2021.

Summary:

本事案では、Mashkour Sugar Company Ltd. (=雇用主)、Overseas Infrastructure Alliance (I) Pvt Ltd. (=請負業者/事業債権者)、Kay Bouvet Engineering Ltd. (=下請業者/企業債務者)との間で、三者間契約が結ばれていました。契約上、請負業者は雇用主にサービスを提供し、下請業者は雇用主と請負業者の両方にサービスを提供しており、請負業者は下請業者に契約金額の10%を前払いしていました。しかしながら、その後、三者間契約が終了し、雇用主と下請業者の間で新たな契約が締結されました。

CIRPの開始申請は、前払いした金額を債務として請求したものでした。下請業者は、前払いは雇用主に代わって行われたものであり、請負業者が雇用主から受け取った資金を元にしたものであったと主張しました。また、雇用主と下請業者との間で新たな契約が直接締結された際、雇用主は、プロジェクトを完了させる目的で、前払金を調整するよう指示が出されていました。NCLATは、既存の紛争の存在を理由に請負業者の申請を却下したNCLTの命令を破棄し、当該NCLATの命令について、最終的にSCで争われました。

SCは、紛争が現実に存在しており、それが偽りや仮定、誤解等によるものではない場合、NCLTはCIRPの開始申請を却下しなければならない、としました。NCLTは紛争の利点について関心を持つべきではなく、根拠のある確固たる紛争の存在の確認を行う必要があるとして、NCLATの命令を破棄しました。

5) APPLICATION FOR INSOLVENCY OF PERSONAL GUARANTOR IS NOT MAINTAINABLE UNLESS INSOLVENCY OR LIQUIDATION IS ONGOING AGAINST THE CORPORATE DEBTOR

Matter: Insta Capital Pvt. Ltd. v. Ketan Vinod Kumar Shah

Order dated: 10 August 2021.

Summary:

本事案では、CIRPや清算が未決の状態、金融債権者が個人保証人に対してCIRPを開始することができるかどうかについて、争われました。

NCLTは、企業債務者や個人保証人を含む法人のCIRPや清算の申請に関しては、法人の登録事務所がある地域のNCLTが申請を審理・決定する管轄権を持つ、としました。企業債務者のCIRPや清算手続きがNCLTに係属している場合、当該企業債務者の企業保証人や個人保証人のCIRPや清算、破産に関する申請は、同地域管轄のNCLTに提出しなければなりません。

NCLT は、企業債務者に対する CIRP または清算手続きが NCLT に係属している場合にのみ、企業債務者の個人保証人に対する申請を同 NCLT に提出することができることを強調しました。また、企業債務者が CIRP を受けることなく個人保証人に対する申請を行うことは、NCLT に 2 種類の管轄権 (NCLT と Debt Recovery Tribunal) を与えることになる、としました。

6) GOVERNMENT AMENDS THE CODE FOR PRE-PACKS OF MICRO, SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES.

Notification dated: 12 August 2021.

Summary:

2021 年 8 月 12 日、インド政府は、2021 年破産倒産改正法を通達しました。改正法は、中小零細企業のプレパッケージ型倒産処理プロセスについて規定しており、2021 年 4 月 4 日より施行されたものとみなされます。詳細については、2021 年 4 月のニュースレターをご覧ください。please [click here](#)

7) NCLT REJECTS APPLICATION FOR WITHDRAWAL OF CORPORATE INSOLVENCY RESOLUTION PROCESS OF CORPORATE DEBTOR STATING BANKRUPTCY COURT NEEDS TO BE VIGILANT AND THAT ONLY UNPREJUDICIAL SETTLEMENT PLANS SHOULD BE PERMITTED TO SUCCEED.

Matter: M/s. Siva Industries and Holdings Limited

Order dated: 12 August 2021.

Summary:

本事案では、企業債務者のプロモーターは、CIRP を提出する資格がないにもかかわらず、和解案を口実にローンの再構築を試みていました。NCLT は、当該プロモーターが提出した CIRP の取り下げ申請を却下し、企業債務者の清算のための管財人申請を認めました。

NCLT は、破産裁判所は申請取り下げについては慎重になる必要があり、不利益のない合理的な和解案のみが成功するようにすべきであると述べました。プロモーターが作成した和解案は、実際には和解案ではなく「事業再編計画」であり、プロモーターから十分な信用が得られないまま債権者委員会 (CoC) が計画を承認したことや、プロモーターによる債務者企業への最終的な提案や受け入れはなく、和解条件に曖昧さがあったこと、債務不履行に対する保護の不十分性等が申請却下の理由でした。

8) LIQUIDATOR IS AUTHORISED TO SELL THE CORPORATE DEBTOR AS A GOING CONCERN UNDER THE CODE

Matter: M/s. Mohan Gems & Jewels Private Limited v. Vijay Verma and Anr.

Order dated: 24 August 2021.

Summary:

本事案において、NCLAT は、企業債務者が継続企業として売却されているとして清算プロセスの終了を求める清算人の申請を却下した NCLT の命令を破棄しました。NCLT は、清算における継続企業としての売却プロセスは会社の概念に違反する、と述べていました。NCLT は、インド破産倒産委員会（= IBBI）は、法の実施のために下位の手続き概念を持ち込むことはできるが、手続きそのものを変更することはできないとの見解を示している、と述べました。

清算人は、清算手続規則に基づき、継続企業として企業債務者を売却する権限を有していること、また、IBBI は法の実行のために規則を制定する権限を有していることを主張しました。

NCLAT は、規則を制定する権限には、(i) 規則は法規定および中央政府が策定した規定と一致していなければならない、(ii) 規則は法規定を実行するためのものでなければならない、という 2 つの要件があるとして、IBBI は規則を制定する権限を有している、と判断しました。また、企業債務者の売却は、清算手続規則に従って清算人により行われたとして、上訴を認めました。

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in